

指定物質リスト

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 ホルムアルデヒド
- 二 ヒドラジン
- 三 ヒドロキシルアミン
- 四 過酸化水素
- 五 塩化水素
- 六 水酸化ナトリウム
- 七 アクリロニトリル
- 八 水酸化カリウム
- 九 アクリルアミド
- 十 アクリル酸
- 十一 次亜塩素酸ナトリウム
- 十二 二硫化炭素
- 十三 酢酸エチル
- 十四 メチルターシャリブチルエーテル(別名MTBE)
- 十五 硫酸
- 十六 ホスゲン
- 十七 1・2-ジクロロプロパン
- 十八 クロルスルホン酸
- 十九 塩化チオニル
- 二十 クロロホルム
- 二十一 硫酸ジメチル
- 二十二 クロルピクリン
- 二十三 りん酸ジメチル=2・2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)
- 二十四 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)
- 二十五 トルエン
- 二十六 エピクロロヒドリン
- 二十七 スチレン
- 二十八 キシレン
- 二十九 パラ-ジクロロベンゼン
- 三十 N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 三十一 3・5-ジクロロ-N-(1・1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- 三十二 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)
- 三十三 チオりん酸O・O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)

- 三十四 チオリン酸S—ベンジル—O・O—ジイソプロピル(別名イプロベンホス又はIBP)
- 三十五 1・3—ジチオラン—2—イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
- 三十六 チオリン酸O・O—ジエチル—O—(2—イソプロピル—6—メチル—4—ピリジニル)(別名ダイアジノン)
- 三十七 チオリン酸O・O—ジエチル—O—(5—フェニル—3—イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)
- 三十八 4—ニトロフェニル—2・4・6—トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)
- 三十九 チオリン酸O・O—ジエチル—O—(3・5・6—トリクロロ—ニ—ピリジル)(別名クロルピリホス)
- 四十 フタル酸ビス(2—エチルヘキシル)
- 四十一 エチル=(Z)—3—[N—ベンジル—N—[[メチル(1—メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
- 四十二 1・2・4・5・6・7・8・8—オクタクロロ—2・3・3a・4・7・7a—ヘキサヒドロ—4・7—メタノ—1H—インデン(別名クロルデン)
- 四十三 臭素
- 四十四 アルミニウム及びその化合物
- 四十五 ニッケル及びその化合物
- 四十六 モリブデン及びその化合物
- 四十七 アンチモン及びその化合物
- 四十八 塩素酸及びその塩
- 四十九 臭素酸及びその塩
- 五十 クロム及びその化合物(六価クロム化合物を除く。)
- 五十一 マンガン及びその化合物
- 五十二 鉄及びその化合物
- 五十三 銅及びその化合物
- 五十四 亜鉛及びその化合物
- 五十五 フェノール類及びその塩類
- 五十六 1・3・5・7—テトラアザトリシクロ[3・3・1・13・7]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
- 五十七 アニリン
- 五十八 ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
- 五十九 ペルフルオロ(オクタン—スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
- 六十 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩